

# 75歳以上のすべての人へ(一定の障害がある人は65歳以上) 後期高齢者医療制度のお知らせ

三重県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎059-221-6883 / 保険年金室 ☎63-7105

## 被保険者証は、ピンク色から若草色へ

7月下旬に新しい保険証(若草色)を簡易書留郵便で送付します。現在の保険証(ピンク色)の有効期限は7月31日までです。8月からは、必ず新しい保険証で診療を受けてください。



●世帯全員が住民税非課税の人は、通院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院窓口へ提示すると、窓口の支払いを自己負担限度額までにとどめることができます。また、入院の際に提示すると食事代が減額されます。該当する人は、市役所1階保険年金室で、申請してください。

## 保険料が上がります。均等割額 43,050円、所得割率 8.30%

被保険者一人ひとりに対して保険料を計算します。7月中旬に、保険年金室から保険料額と納付方法の通知を送付します。

1人あたり年間保険料(限度額 57万円) = [均等割額] 43,050円 + [所得割額(算出方法)] (平成25年中の総所得金額等※33万円) × 8.30%

※「総所得金額等」…▼各収入から必要経費(公的年金控除額や給与控除額など)を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所得金額を含みますが退職所得は含みません。  
▼遺族年金や障害年金は収入に含まれません。  
▼各種所得控除(社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、医療費控除など)は適用されません。

## 次の人は、保険料が軽減されます

### ■低所得世帯の人

[均等割額]の軽減 (同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額などの合算額)

33万円以下であって、被保険者全員の年金収入が80万円以下	⇒	9割減	均等割額 4,305円
33万円以下	⇒	8.5割減	均等割額 6,457円
33万円 + 被保険者数 × 24.5万円以下	⇒	5割減	均等割額 21,525円
33万円 + 被保険者数 × 45万円以下	⇒	2割減	均等割額 34,440円

[所得割額]の軽減 (年金収入のみの場合、153万円～211万円の人が対象)

(平成25年中の総所得金額 - 33万円)が58万円以下	⇒	5割減	所得割額
------------------------------	---	-----	------

※年金収入が153万円未満の人は所得割は計算しません。

### ■後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険(※)の被扶養者であった人

年間保険料は、4,305円です (均等割を9割軽減、所得割は計算しません)

該当者には、軽減後の保険料額を通知しますが、被用者保険の被扶養者であった人で、軽減措置がされていない場合は、保険年金室へご連絡ください。 ※市町国民健康保険および国民健康保険組合は含まれません。

### ■災害に遭われた場合や生活困窮により保険料納付が著しく困難な人(要申請)

## 保険料の納付方法は、原則年金からの天引きとなります

■年金からの天引きとなる人は—  
保険料額決定通知書と10月以降の年金支給月ごとに天引きする額を通知します。  
徴収月 4月～平成27年2月の偶数月(6期)

※年金受給額が年額18万円未満の人や、介護保険料と合わせた保険料が、1回あたりの年金額の2分の1を超える場合などは、納付書や口座振替での納付となります。

■納付書や口座振替などで納付となる人は—  
保険料額決定通知書と納付書を送付します。  
徴収月 7月～平成27年3月の各月(9期)

※「年金天引き」から「口座振替」へ変更することができます。詳しくは、保険年金室(☎63-7105)へ

# 水切り用心

環境対策室 ☎63-7496



生ごみをそのまま袋につめこまずに、しっかり水を切ることを心掛けてください。これだけで生ごみの量は、ぐんと減らせます。また、収集したごみを効率的に燃焼できるようになりますので、ご協力をお願いします。

◆特に、夏場はごみ袋の口をしっかり結んで! 生ごみやおむつなどのニオイはもちろん、中身が飛び出してしまうこともあり、周辺の迷惑や収集の支障となりますので、ご協力をお願いします。

# 名張のイベントを安全に! 火災予防条例を改正

昨年、京都府で発生した花火大会火災のような事故を防ぐため条例を改正しました。

### ■消火器の準備

多数の者が集合する催しで、発電機や調理器具などの火気器具を使用する場合は、消火器を準備し、使用してください。

### ■露店などの開設届け出

多数の者が集合する催しで、発電機や調理器具などの火気器具を使用する露店、屋台などを開設する場合は、事前に消防長に届け出が必要です。

露店などを開設する者、取りまとめる者または催しの主催者が届け出てください。

### ■大規模な屋外の催しの防火管理体制

大規模な屋外の催しのうち、消防長が「指定催し」として指定した催し主催者は「防火担当者」を定め、「火災予防上必要な業務に関する計画」を開催の14日前までに消防長に提出する必要があります。



火災予防条例の改正について詳しくは、市ホームページに掲載しています。

消防本部予防室 ☎63-1412

# 国民の暮らし向き・家計を調査 全国消費実態調査にご協力を

調査員が7月から8月に対象地域の世帯を訪問します。

対象地域 百合が丘東3、赤目町星川、赤目町柏原、富貴ヶ丘4

情報政策室 ☎63-7348

# 55歳以上の求職者が対象 パソコン会計事務講習

日時 9月9日(火)～18日(土)の平日、全7回  
午前9時～午後4時

場所 総合福祉センターふれあい(丸之内)

定員 20人(先着順) ◎参加無料

申込 8月22日(日)までに、電話で問い合わせ先へ

名張市シルバー人材センター ☎63-6800

# 自然農法セミナー 参加者募集

日時 7月26日、8月23日、9月27日、10月25日、11月29日、平成27年1月24日、2月28日、3月28日、4月25日の全9回、すべて土曜日

午後1時30分～3時30分

場所 武道交流館いきいき(蔵持町里)

講師 板坂 康行(MOA自然農法文化事業団普及員)

参加費 1回300円 ◎申込不要

食と健康を考える会(中嶋) ☎64-6332

「原始人食が病気を治す」講演会  
講師 崎谷博征さん(医学博士)

日時 7月20日(日)午後1時30分～3時30分  
参加費 500円  
申込 7月17日(木)までに、

場所 武道交流館いきいき(蔵持町里)  
武道交流館いきいき(蔵持町里)

「食と健康を考える会(清野)」

☎64-0619